

北栄町非常勤職員募集公告

平成30年度北栄町一般職非常勤職員を次のとおり募集します。

平成30年2月14日

北栄町長 松本昭夫

1 受付期間

平成30年2月14日（水）から平成30年2月27日（火）まで

2 募集職種、職務内容等

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
相談支援員	1名	生活困窮者のアセスメント及びプランの作成、様々な社会資源を活用したプランに基づく包括的な相談支援の実施及び相談記録の管理並びに訪問支援等のアウトリーチ等	福祉課

3 応募資格

- (1) 生活困窮者自立支援法に定める生活困窮者自立相談支援事業において、自立相談支援機関等での相談支援員等、相談業務の経験がある方。
- (2) 上記と同等以上の福祉に関する相談支援業務の従事経験があり、見識、熱意のある方。
- (3) パソコンの基本操作が可能な方。
- (4) 普通自動車運転免許を所持する方。

※応募できない人

- (1) 地方公務員法第16条に該当する人
 - ・成年被後見人、被保佐人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 等
- (2) 日本国籍を有していない人で就労に制限のない在留の資格を取得していない人

4 選考方法

[試験日]

- ・日 時 平成30年3月1日（木）18時～
- ・場 所 北栄町大栄農村環境改善センター（北栄町由良宿423-1）役場大栄庁舎横
- ・試験方法 面接試験

5 任用期間及び任用条件等

- (1) 任用期間 平成30年4月1日から1年間（更新あり）
- (2) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）
- (3) 報酬月額 233,000円
- (4) 有給休暇 月1日
- (5) 特別休暇
 - ・母子保健法の保健指導又は健康診査を受ける場合（必要と認める期間）
 - ・子の看護のため勤務できない場合（子1人につき年4日）
 - ・親族が死亡した場合（必要と認める期間）
 - ・感染症に関する健康診断や就業制限等がある場合（必要と認める期間）
 - ・子の参観日に参観するため勤務できない場合（子1人につき年2日）
 - ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合（必要と認める期間）
 - ・裁判員や証人等として官公署へ出頭する場合（必要と認める期間）
 - ・夏季休暇（7月から9月の期間のうち1日）
 - ・結婚休暇（連続する3日の範囲内の期間）
- (6) 保険制度 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
- (7) その他
 - ・他の職との兼職は原則できません。
 - ・通勤用自動車の駐車に関して、駐車場利用協力金として月1,000円の納付をお願いします。

6 申込手続き及び期限

- (1) 申込用紙は、北栄町役場福祉課、北条支所総合窓口係又は北栄町ホームページからダウンロードしてご使用ください。
- (2) 申込用紙に必要事項を記入し、平成30年2月27日（火）午後5時15分までに北栄町役場福祉課に提出してください。（土日・祝祭日を除く）

7 その他

- (1) 申込用紙は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 詳細については、北栄町役場福祉課生活支援室にお問い合わせください。

－ 問合せ先 －

北栄町役場 福祉課 生活支援室
北栄町由良宿423-1
電話0858-37-5852